

専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年6月21日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

39,020円

2 賠償の相手方

[Redacted]

[Redacted]

令和元年5月31日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

(1) 発生日時

令和元年5月15日午前9時頃

(2) 発生場所

秦野市立南が丘小学校（秦野市南が丘四丁目1番地）

(3) 事故の状況

同校の業務員が、校内の駐車スペース周辺で除草作業を行っていた際、周囲に対する安全対策が不十分であったため、操作していた刈払機により飛ばされた小石が、駐車されていた [Redacted] 所有の普通自動車に当たり、右フロントドアガラスを損傷させた。

(4) 本市の責任原因

周囲の安全対策不履行

(5) 本市の責任割合

100パーセント